

# 正誤表

『伊藤塾の公務員試験「民法」の点数が面白いほどとれる本』（第1刷）につきまして以下の訂正事項がございます。お詫びとともに、訂正させていただきます。

(2019年5月22日現在)

訂正箇所	正
P.34 「P32の解答」 ②×	②○
P.124 表中 時効中断 および P.196 Cの文中 時効中断	時効の完成猶予
P136 解答は P136	解答は P138
P153 4 <u>不動産工事の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。</u> <u>(特別区 H 2 5) ▼P151 参照</u>	<u>先取特権は、その債務者がその目的である動産をその第三取得者に引渡した後は、その動産について行使することができない。</u> <u>(特別区 H 2 5) ▼P150 参照</u>
P176 解答は P177	解答は P178
P.216 P214の解答	P215の解答
P.251 「ポイント」上から3行目 書面によ <u>らない</u> 贈与は、各当事者は解除することができません。	書面による <u>る</u> 贈与は、各当事者は解除することができません。